概要版

舞鶴市社会福祉協議会

地域福祉活動計画

平成23年度から27年度の5か年計画

地域福祉活動計画とは
基本理念の実現に向け、舞鶴市社協が、広く市民のみなさまや、ボランティア、関係団体、関係機関と一緒になって、住民主体の地域福祉を実現していくための計画です。

みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いします

社会福祉法人 舞鶴市社会福祉協議会

地域福祉活動計画の構成

〈基本理念〉

誰もが安心して暮らすことのできる 心ふれあう まちづくり

みなさんと一緒に
あたたかい地域づくりをしていきます

基本目標 1 安心して暮らせる地域づくり
～話し合う、助け合う、備える～

地域住民同士の助け合い活動をすすめ、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを支援します。

重点活動 ◎地域で助け合う組織づくりの活動

実施計画
1 ふれあいいきいきサロンの立ち上げ支援
2 孤立を防ぐ見守り活動
3 地域福祉推進組織づくりの支援
4 災害に備えた地域づくりの支援

基本目標 2 地域を支える人づくり
～高める、考える、育てる～

地域住民やボランティアに対し、地域福祉への関心を高める活動をすすめ、地域を支える人づくりを支援します。

重点活動 ◎福祉への関心を高める活動

実施計画
1 青少年に対する福祉学習の機会づくり
2 地域福祉推進に向けた学習の機会づくり
3 福祉に対する理解を深める活動
4 社会福祉大会の開催

重点活動 ◎誰もが参加できるボランティア活動

実施計画
1 ボランティア相談窓口の充実
2 ボランティア活動の充実
3 新たなボランティアの養成
4 ボランティアの小地域福祉活動への参加

基本目標 3 暮らしを支える仕組みづくり
～支える、見守る、助け合う～

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、既存のサービスを充実させるとともに暮らしを支える仕組みづくりに取組みます。

重点活動 ◎安心して地域生活をおくるための活動

実施計画
1 生活支援サービス事業の展開
2 在宅生活を支えるサービスの提供
3 介護保険事業等の運営
4 福祉サービス利用援助事業の充実
5 相談体制の充実
6 生活福祉資金貸付事業の実施
7 舞鶴こども発達支援施設さくらんぼ園の運営

基本目標 4 人々がつながり合うきっかけづくり
～機会づくり、場づくり、仲間づくり、生きがいづくり～

孤立や閉じこもり防止のため、地域の中で取り組まれている人とひととがつながりあうための活動を支援します。

重点活動 ◎人とひととがつながる活動

実施計画
1 民生・児童委員協議会との協働事業の展開
2 ボランティアグループとの協働事業の展開
3 スポーツ・レクリエーション活動への支援
4 敬老会事業への支援

重点活動 ◎当事者を支える活動

実施計画
1 当事者団体の活動支援
2 当事者支援団体等の活動支援
3 当事者団体の組織化支援

基本目標 5 ともに歩む、見える社協づくり
～役立つ、頼られる、輝く社協へ～

地域で懇談会等を開催し、地域福祉ニーズの把握を行い、住民とともに地域福祉の推進に取り組みます。

重点活動 ◎地域を知る、地域に知らせる活動

実施計画
1 福祉ニーズ把握のための調査活動
2 福祉情報の発信と提供

重点活動 ◎安定した法人運営を図るための活動

実施計画
1 法人運営体制の充実
2 自主財源の強化

何気ないちょっとした「声かけ」「気配り」「目配り」「見守り合い」
そんな、隣近所のあたたかい人とひととのふれあいが大きな輪になり、つながり合って
「誰もが安心して暮らすことのできる 心ふれあう まちづくり」ができるのではないでしょうか

多くの方々から貴重なご意見、ご指導をいただき、社協の活動実践の指針となる「地域福祉活動計画」を作成することができました。この計画に基づき、「住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすことのできる心ふれあうまちづくり」に努めてまいります。

今後とも、みなさまのご協力をよろしくお願い申しあげます。

舞鶴市社会福祉協議会　会長　小林　舜治

社会福祉協議会の財源と事業の推進

社会福祉協議会は、市民のみなさま、各企業・事業所等にご協力いただいた会費、舞鶴市・京都府社協からの補助金、更には、赤い羽根共同募金・歳末友愛運動の募金等を貴重な財源として、地域の方々、民生・児童委員、ボランティア、各福祉施設・団体、関係機関など、多くの方々にご理解とご協力をいただき事業を推進しています。

誰もが安心して暮らすことのできる
心ふれあう まちづくり
の実現ため、会員としてご協力ください。

年会費

一般会員	200円以上
（一般会費は自治会（区）を通じお願いしています）	
賛助会員	1,000円以上
特別会員	3,000円以上

気軽な集いなど楽しい交流の場づくりをしてみませんか

サロン活動による交流事業

地域で開催する交流活動

社会福祉協議会とは

(1)　社会福祉協議会は、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりのために、地域にお住まいのみなさまやボランティア、行政、社会福祉・保健機関等と協力して、**地域福祉を推進していく民間の組織（社会福祉法人）で**、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定されており、全国の市町村に設置されています。

(2)　社協は、地域の住民組織、ボランティア、社会福祉事業を行う関係者などの参加、協力を得て、地域福祉活動・事業の組織化を担うことを大きな特徴としており、社会福祉法人組織としての**民間の自主性**と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた**公共性**という、2つの側面をあわせもった組織です。

(3)　社協は、地域社会をより住みやすくしていくために、その地域で暮らす方々と意見を交換し合い、生活・福祉課題を解決・改善するための既存の**自主的活動や新たな取り組みを創造していく過程をお手伝い**することを目指しています。

社会福祉法人 舞鶴市社会福祉協議会
〒625-0087 舞鶴市字余部下1167番地（中総合会館 3F）
電話 (0773)62-7044　FAX(0773)62-7039
E-mail　maizuru-shakyo@jasmin.ocn.ne.jp
ホームページ　http://kyoshakyo.or.jp/maizuru

居宅介護支援事業、訪問介護事業
電話 (0773)66-0294　FAX (0773)66-1440
E-mail　maizuru-shakyo-kaigo@mirror.ocn.ne.jp

舞鶴こども発達支援施設 さくらんぼ園
〒625-0083 舞鶴市字余部上821番地
電話 (0773)64-5798　FAX (0773)62-9171
E-mail　sakuranboen@tea.ocn.ne.jp

VEGETABLE OIL INK この印刷物は、環境にやさしい野菜油インキを使用しています。
2011.7　5,500